



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 26 日 (金)
第 9 0 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (264・265) (農地・水保全課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (266) (治山砂防課) 2
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (34) 2
◇ 合同選管 告 示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者等が手話通訳を付して政 見を録画することができる放送事業者 (1) 3
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活環境課) 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 6

告 示

鳥取県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成31年4月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を平成31年4月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第266号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

尚徳2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市青木字与一ケ市921-1	1号
米子市青木字宮塔922-18	2号
米子市青木字大成ル山887-1	3号及び4号
米子市青木字大成ル山888-1	5号
米子市青木字大成ル山888-6	6号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成31年4月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地

略	略
独立行政法人労働者健康安全機構山陰防災病院	米子市皆生新田一丁目8-1
略	略
2 老人ホーム	2 老人ホーム
施設名	所在地
略	略
特別養護老人ホームのぞらはまゆう	鳥取市野寺67
略	略
3・4 略	3・4 略

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者等から自らが選定した手話通訳士1人による手話通訳を付して政見を録画するよう申込みがあったときに、当該手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定める。

平成31年4月26日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

日本放送協会
株式会社山陰放送
山陰中央テレビジョン放送株式会社
日本海テレビジョン放送株式会社

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成31年4月26日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和元年7月31日（水）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和元年8月31日（土）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所

- (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 6階第36会議室
- (2) 実技試験
鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
令和元年6月24日（月）から同月28日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年國家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成31年4月26日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和元年7月31日（水）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和元年9月1日（日）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
令和元年6月24日（月）から同月28日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 県立高校学事支援システム賃貸借及び保守運用業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成31年2月21日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | テクノコーポレーション・ソルコム共同企業体
熊本県熊本市南区八幡五丁目17-43 |
| 5 契 約 金 額 | 68,428,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |